

令和6年定例会
医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第21号】
三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 【議案第22号】
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 【議案第34号】
障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 【議案第36号】
三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・ 4
- 5 【議案第77号】
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について・・ 5
- 6 【議案第78号】
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について・・・・・・・・ 7
- 7 【議案第79号】
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 【議案第82号】
三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 9 【議案第83号】
三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

《所管事項説明》

1	「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」（最終案） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	「第3次三重県手話施策推進計画」（最終案）について・・・・・・・・	24
3	「みえの子ども白書2024」について・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4	「みえ家庭教育応援方針」（中間案）について・・・・・・・・	37
5	三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のた めの基本計画（仮称）の策定に向けた取組について・・・・・・・・	41
6	三重県社会福祉会館の改修について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
7	各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	45

《別冊》

- ・（別冊1）「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」（最終案）
- ・（別冊2）「第3次三重県手話施策推進計画」（最終案）
- ・（別冊3）「みえの子ども白書2024」（案）
- ・（別冊4）「みえ家庭教育応援方針」（中間案）

令和6年3月13日

子ども・福祉部

1 三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

1 制定理由

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行され、こうした女性への支援の根拠法が、これまでの売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法から移行されます。

これに伴い、国において、施設の運営に関することや職員の配置、利用定員などについて、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）が新たに定められるとともに、「婦人保護施設」の名称が「女性自立支援施設」に変更されることから、社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

なお、三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例については廃止します。

2 県の設備・運営の旧基準からの主な変更点

(1) 施設長の資格要件の規定

女性自立支援施設の施設長の資格要件について、「女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者」であることを規定する。

(2) 居室の入所定員の規定

居室の入所定員について、現行の「4人以下」から「1人」とする。

3 施行期日

令和6年4月1日

2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が令和6年4月1日から施行され、こうした女性への支援の根拠法が、これまでの売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法から移行されます。

これに伴い、「婦人相談所（女性相談所）」および「婦人保護施設」の名称等が変更となることから、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する関係条例と主な内容

困難女性支援法の施行をふまえ、各条例において法の規定を引用している箇所について、名称等の所要の改正を行います。

① 三重県女性相談所条例（条例の名称、第1条及び第2条）

名称を「三重県女性相談所」から「三重県女性相談支援センター」に変更するとともに、設置の規定等を改める。

② 職員の特殊勤務手当に関する条例（第5条）

保健福祉業務手当の支給対象となる職員の勤務地を「女性相談所」から「女性相談支援センター」に、従事する業務を「要保護者の保護又は更生指導業務」から「困難な問題を抱える女性に関する相談、一時保護又は援助の業務」に変更する。

③ 旅館業法施行条例（第4条）

旅館業施設の許可申請にあたり、許可を与えないことができる周囲対象施設のうち「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に変更する。

3 施行期日

令和6年4月1日

3 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正法が令和6年4月1日に施行されることから、国等との連携協力及び事業者における障がいを理由とする差別の禁止の規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 国等との連携協力

共生社会の実現に向けた施策の策定等にあたっての国及び市町との連携協力について、これまでの努力義務から義務へと改めます。

(2) 事業者における障がいを理由とする差別の禁止

事業者における社会的障壁の除去の実施に係る合理的配慮の提供について、これまでの努力義務から義務へと改めます。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民法改正に伴い削除された成年擬制の経過措置が終了することや、性犯罪関係の刑法改正に伴い、法を引用している三重県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の規定等を整備するものです。

2 改正内容

(1) 民法改正に係る条例改正

条例第 3 条第 1 項で規定する青少年の用語の定義から「(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」との文言を削除します。

(2) 刑法改正に係る条例改正

条例第 24 条の 2 において規定する非行集団の行為に、以下の行為を規定及び削除します。

- ・ 不同意わいせつ罪（刑法第 176 条）・ 不同意性交等罪（刑法第 177 条）を規定
- ・ 準強制わいせつ及び準強制性交等罪（旧刑法第 178 条）を削除
- ・ 16 歳未満の者に対する面会要求等罪（刑法第 182 条）を規定

3 検察庁への文書協議

本件条例改正について、検察庁に対して文書協議をしたところ、「特段の意見はない」との回答がありました。

4 パブリックコメントについて

令和 5 年 12 月 15 日（金）から令和 6 年 1 月 13 日（土）までパブリックコメントを実施したところ、内容に関する意見はありませんでした。

5 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、2（1）民法改正に係る改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令等が一部改正されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する関係条例

- ① 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第 1 条、第 2 条）
- ② 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 3 条、第 4 条）

3 主な改正内容

(1) 障がい者の意思決定支援の推進（2①②）

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(2) 就労選択支援（新サービス）の創設（2①②）

ア 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。

＜対象者＞

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

＜実施主体＞

就労移行支援又は就労継続支援の事業者であって、過去 3 年以内に 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された事業者等

＜支給決定期間＞

原則 1 か月

(3) 共同生活援助（グループホーム）の支援内容の拡大及び支援の質の確保（2①）

ア 共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることを明確化する。

イ 共同生活援助事業者は、利用者やその家族、地域住民の代表者、共同生活援助に知見を有する者及び市町の担当者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、概ね1年に1回以上、事業運営状況の報告等を行うとともに、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。

（経過措置期間：令和7年3月31日まで、令和6年度は努力義務化）

（4）生活介護及び自立訓練の人員配置基準への言語聴覚士の追加（2①②）

ア 高次脳機能障がい等の後遺症により言語障がいを有する者等の支援のため、生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療養士の他に、言語聴覚士を加える。

※上記改正内容の他に、準用箇所等の整理を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日

ただし、3（2）は令和7年10月1日を予定。

6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令等が一部改正されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する関係条例

- ① 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）
- ② 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条）

3 主な改正内容

（1）障がい者の意思決定支援の推進（2①②）

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

（2）施設から地域生活への移行の推進（2①②）

ア 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、その意向を定期的に確認するとともに、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。

イ 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、必要な援助を行わなければならないこととする。

ウ 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握及び利用者の当該施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認を適切に行うため、指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。

（経過措置期間：令和8年3月31日まで、令和6～7年度は努力義務化）

(3) 施設における支援の質の確保(2①②)

ア 障害者支援施設は、利用者やその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスに知見を有する者及び市町の担当者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、概ね1年に1回以上、事業運営状況の報告等を行うとともに、地域連携推進会議の構成員が施設を見学する機会を設けなければならないこととする。

（経過措置期間：令和7年3月31日まで、令和6年度は努力義務化）

※上記改正内容の他に、準用箇所等の整理を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日

7 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令等が一部改正されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する関係条例

- ①三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）
- ②三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第2条）
- ③三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条）

3 主な改正内容

（1）障がい児及びその保護者の意思の尊重（2②③）

ア サービスの提供に当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

（2）児童発達支援及び児童発達支援センターの一元化（2①②）

ア 多様な障がい児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進するため、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、児童発達支援センターの3類型「障がい児、難聴児、重症心身障がい児」についても「障がい児」に一元化する。

（3）児童発達支援・放課後等デイサービス等における支援の質の確保（2②）

ア 児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者及び居宅訪問型児童発達支援事業者（以下「児童発達支援事業者等」という。）は、障がい児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施のため、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。

イ 児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進めるため、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。

（経過措置期間：令和7年3月31日まで、令和6年度は努力義務化）

(4) 障害児入所施設における移行支援計画の作成(2③)

ア 障害児入所施設の管理者は、15歳以上に達した入所児童について、早期からの計画的な移行支援を促進するため、移行支援計画を作成し、当該計画に基づき移行支援を進めなければならないこととする。

※上記改正内容の他に、準用箇所等の整理を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日

8 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、安全計画の策定等の規定等を整備するものです。

2 改正内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるほか、安全計画の策定等をしなければならないとする児童福祉施設から里親支援センターを除く等の所要の修正を行います。

(1) 里親支援センターの設備及び運営に関する基準の規定

改正児童福祉法において里親支援センターが児童福祉施設に位置付けられたことをふまえ、内閣府令で定める基準に基づき、当該施設の設備基準、置かなければならない職員、センターの長の資格、里親支援の内容等を規定する。

(2) 児童福祉施設の自立支援計画策定における当該児童等の意見又は意向を勘案することの義務化

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設において、当該児童等の自立を支援するための計画を策定する際、現行の児童等の家庭の状況等に加え、当該児童等の意見又は意向を勘案することを義務化する。

(3) 安全計画の策定等が必要な児童福祉施設の変更

児童福祉施設は安全計画の策定等をする必要があるが、里親支援センターについては除外する。

3 施行期日

令和6年4月1日

9 三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉法の一部改正に鑑み、事業の規定を整備するものです。

2 改正内容

三重県立子ども心身発達医療センターにおいては、肢体不自由児等に対し、日常生活における基本的な動作の習得のための支援等（現行：日常生活の指導等）を行うこととします。

(1) 日常生活の指導

日常生活の指導について、日常生活における基本的な動作へと改めます。

(2) 知識技能の付与

知識技能の付与について、知識技能の習得のための支援へと改めます。

(3) 集団生活への適応訓練

集団生活への適応訓練について、集団生活への適応のための支援へと改めます。

3 施行期日

令和6年4月1日

1 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」 (最終案) について

1 プランの策定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画および児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体とした計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」(以下「次期プラン」という。)中間案の策定以降、パブリックコメントで寄せられた意見や障害福祉計画に係る市町との協議・検討等をふまえ、最終案をとりまとめました。(別冊1のとおり)

2 次期プラン(最終案)の概要

別紙1のとおり

3 中間案からの主な変更点

(1) 「第2章 障がい者施策の総合的推進」に係る取組の追加

- ① 「雇用・就労の促進(2)一般就労が困難な障がい者に対する支援」に、「⑤障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する『就労選択支援』が創設されることから、事業所等への指導・助言により円滑な導入を図ります。」を追加します。(別冊1 P63)
- ② 「地域移行・地域生活の支援の充実(1)地域生活への移行」に、「②障害者支援施設の入所者に対して、地域移行および施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービスが提供されるよう、施設への指導・助言を通じて地域生活への移行を支援します。」を追加します。(別冊1 P69)
- ③ 「地域移行・地域生活の支援の充実(2)地域生活支援の充実」に、「⑭民間賃貸住宅について、『三重県居住支援連絡会』における高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者への居住支援の取組を県内全域へ拡大するとともに、民間賃貸住宅の関係者等へ住宅セーフティネット制度の周知を図り、『セーフティネット住宅』の登録や地域での高齢者や障がい者等への居住支援を進めます。」を追加します。(別冊1 P71～72)

- ④ 「福祉と保健・医療が連携した支援の充実（４）医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援」に、「⑰関係者と連携を図りながら医療的ケア児への歯科保健医療を提供するため、県民や関係機関に対して地域口腔ケアステーションの活動を周知するとともに、人材の育成を行います。」を追加します。
(別冊1 P80)

(2)「第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画」に係る成果目標等（別冊1 P86～154）

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画について、市町が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画の数値との整合を図りつつ、国の基本指針に即して、地域生活への移行等に関する成果目標や、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、障がい児支援）のサービス見込量（活動指標）を定めました。（成果目標の概要は別紙2のとおり）

また、市町との協議・検討をふまえ、「第3節 障害保健福祉圏域別計画」において、各圏域プランや、圏域における課題・今後の取組について記載しました。

4 パブリックコメントの状況

(1) 意見募集期間

令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）まで

(2) 意見総数

2名の方から17件のご意見をいただきました。

(3) 主な意見の概要と意見に対する考え方

- ①「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」について
(別冊1 P57)

【意見】

視覚障がい者がデジタル情報を得るためにはICTの活用が必要なことから、三重県視覚障がい者支援センターがITサポート事業を実施することを記載されたい。

【対応】

三重県視覚障害者支援センターでITサポート事業を実施し、視覚障がい者の社会参加や自立を支援することを記載しました。

- ②「障がい者スポーツの充実」について（別冊1 P65～66）

【意見】

陸上競技は、2024年の世界選手権、パラリンピック、日本パラ陸上、2025年デフリンピック、2026年アジア大会、2028年パラリンピックが開催予定であり、大会周知等について記載されたい。また、障がい者スポーツを「みる」「支える」人への支援は検討しているのか。

【対応】

令和6（2024）年のパラリンピックをはじめとする国際大会・全国大会の周知・啓発について記載しました。また、「支える」人への支援として、指導者資格取得等にかかる費用の助成などの支援を行っています。

5 三重県障害者施策推進協議会等での主な意見に対する考え方

① 「地域移行・地域生活の支援の充実」について（別冊1 P69～74）

【意見】

地域生活への移行が進んでいない。県としてどのように取組を進めるのか。

【対応】

地域で自立した生活を送るためには、受け皿の確保が必要となることから、重度の障がいにも対応したグループホームや通所施設の整備に優先的に取り組むとともに、重度障がい者の支援にかかる報酬等の拡充を国に要望していきます。

【意見】

福祉を担う人材不足が深刻であり、既存の事業の継続でさえ難しい。専門性のある職員が少なく、福祉を支えていく担い手が必要である。

【対応】

障がい福祉人材の育成・確保については、これまでも実施しているサービス・相談支援者に対する研修事業を充実するとともに、処遇改善加算等の拡充を通じて安定的な人材確保を支援していきます。

② 「福祉と保健・医療が連携した支援の充実」について（別冊1 P75～82）

【意見】

強度行動障がいの関係で職員の方々と話をする機会があるが、疲弊していると感じる。支援者をどう支援していくか検討が必要だと考える。

【対応】

施設等における強度行動障がい等の対応が難しい事案について、専門的人材が施設等を集中的に訪問してコンサルテーションを実施することで、適切に対応できる人材を育成し、現場の支援力向上を図っていきます。

③ 「防災・防犯・安全対策の推進」について（別冊1 P83～85）

【意見】

災害時等事業所が運営できなくなった時に福祉避難所が大切になる。障がい者の方を多く受け入れることができる福祉避難所の整備を進められたい。

【対応】

福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援していきます。

6 今後の予定

令和6年3月中に次期プランを策定し、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

策定後は次期プランに基づき、市町および関係機関等と連携しながら障がい者施策の一層の推進に取り組みます。

「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」 (最終案) の概要

第1章 総論 (別冊1 P1～46)

本プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。

基本理念を「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とし、次の4つの基本原則に基づき計画を推進していきます。

- (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 社会的障壁の除去
- (3) 障がい者本位の途切れのない支援
- (4) 障がいの特性等に応じたきめ細かい支援

第2章 障がい者施策の総合的推進 (別冊1 P47～85)

【次期計画の指標】

目標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
1 多様性を認め合う共生社会づくり		
障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	100%
アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数	—	100件
手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数	234人	266人
2 生きがいを実感できる共生社会づくり		
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	756回	1,000回
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	59.1%	63.6%
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	1,880人	4,200人
3 安心を実感できる共生社会づくり		
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	2,159人	2,480人
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	174人	300人
三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)登録員数	98人	200人

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

(1) 権利擁護の推進

障がい者差別等に関する相談について、相談員を設置し適切に対応するとともに、相談事例の検証や情報共有を行うことで、障がい者に対する差別の解消に取り組めます。また、令和6年4月からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による合理的配慮の提供が確保されるよう周知啓発に取り組めます。

障がい者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応を図るため、障害福祉サービス事業所等の従業者等を対象とした研修を実施するとともに、事業所等で虐待事案が発生した場合は、改善に向けた取組を継続的に確認し指導するなど再発防止に取り組めます。

(2) 障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、さまざまな機会を活用し、障がいについての理解を深めるための啓発や広報を実施するとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。

(3) 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

視覚・聴覚障がい者等への情報保障のためのアクセシビリティ向上の取組を進めるとともに、手話通訳等による意思疎通支援の充実を図ります。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

(1) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高められるよう研修等を実施します。

卒業後も地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努めます。

(2) 雇用・就労の促進

障がい者雇用の拡大のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施や障がい者と共に働くカフェとの連携を図ります。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

福祉事業所における工賃向上を図るため、専門家による研修会の開催やコンサルタントの派遣を行うことで福祉事業所の経営改善を支援します。また、福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を支援するとともに、福祉事業所等への優先発注に取り組みます。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携等に取り組む福祉事業所や農林水産事業者を支援するとともに、施設外就労を中心に農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなど支援体制の構築・強化に取り組みます。

(3) スポーツ・芸術文化活動の推進

障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、障がい者スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成、相談支援や情報発信などに取り組みます。

芸術文化活動を通じた障がい者の多様な活躍の場の拡大を図るため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターを拠点に、発表する機会の創出や専門家による支援、情報収集・発信などに取り組みます。

視覚障害者等の読書環境の整備を図るため、県立図書館や点字図書館等で行われている視覚障がい者等へのサービスの周知を行うとともに、障がいの状況に応じた読書環境の充実に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

(1) 地域移行・地域生活の支援の充実

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活が送れるよう、市町による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるなど相談支援体制の充実に取り組むとともに、障がい者の地域生活を支援するための基盤整備に取り組みます。

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の職員を対象とした各種研修を実施することで障がい福祉人材の育成や資質向上を図るとともに、福祉・介護職員の処遇改善やロボット・ICT導入による負担軽減により安定的な人材確保に取り組みます。

(2) 福祉と保健・医療が連携した支援の充実

障がい児やその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期支援につなげるとともに、障がい児等の地域生活を支援する拠点として児童発達支援センターの整備及び機能強化に取り組みます。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児支援のための体制整備に取り組むとともに、精神障がい者が身近な地域で保健、医療、福祉等のサービスを切れ目なく受けられるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、難病患者の療育・生活相談等に取り組みます。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対し、途切れのない支援が適切に提供されるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等への相談支援、地域の支援者支援や受け皿の整備に取り組みます。

発達障がい児・者について、途切れのない発達支援体制の構築や専門人材の確保、強度行動障がいに対する支援体制の充実などに取り組みます。

(3) 防災・防犯・安全対策の推進

災害等の発生に備え、関係部局と連携して市町への働きかけや支援を行うことで、地域における避難行動要支援者対策や福祉避難所設置の促進を図ります。

社会福祉施設等における避難確保計画に基づく訓練の実施を促進するとともに、三重県DWA T派遣に備えた登録員の確保及び訓練等に取り組みます。

障がい者の安全確保のため、防犯対策に取り組むとともに、障害児通所支援事業所等の送迎車両の安全確保措置や外出時の通路の安全確認など、障がい児の安全対策に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画（別冊1 P86～154）

令和5年5月に告示された国の基本指針をふまえ、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標（サービス見込量）等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

①地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

②障がい者支援のための体制整備

障害福祉サービスや障がい児支援等の体制整備を図るため、基本指針をふまえ、サービスの種類（障害福祉サービス、相談支援、障がい児支援）ごとの今後3年間の見込量等を記載

③障害保健福祉圏域別計画

県内の障害保健福祉圏域（9圏域）ごとの成果目標およびサービスの種類ごとの見込量、圏域における課題や今後の取組を記載

第4章 計画の推進（別冊1 P155～157）

福祉・医療・雇用・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

○障害福祉計画・障害児福祉計画【成果目標】

取組項目	目標項目	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数(※1)	26人	108人
	施設入所者数減少見込(※1)	47人	90人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上 1,431人	65歳以上 1,243人
		65歳未満 1,057人	65歳未満 849人
	心のサポーター養成研修の修了者数(※1)	—	800人
	精神病床における退院率 (現状値は令和2年度)	3か月時点 62.2%	3か月時点 68.9%
		6か月時点 78.5%	6か月時点 84.5%
		1年時点 86.2%	1年時点 91%
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	39回	48回	
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等が整備された市町数	14市町	29市町
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数	12回	29回
	強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握を行った市町数	—	29市町
	強度行動障がいを有する障がい者に係る支援体制の整備を行った市町数	—	29市町
福祉施設から一般就労への移行	一般就労移行者数	152人	325人
	就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	63人	151人
	就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	51人	103人
	就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	32人	73人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の率	—	50%
	就労定着支援事業を利用する者の数	—	203人

福祉施設から一般就労への移行	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の率	—	25%
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置市町数	22 市町	29 市町
	保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された市町数	23 市町	29 市町
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町数	15 市町	29 市町
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町数	15 市町	29 市町
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置市町数	16 市町	29 市町
	地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保された市町数	—	29 市町
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制が確保された市町数	—	29 市町
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修の実施数	年 15 研修	年 16 研修
	県が実施する指導監査の結果を市町と共有する回数	年 1 回	年 1 回

※ 1 の目標項目については、計画期間中の累計値。

(現状値は令和 3 年度および 4 年度、目標値は令和 6 年度から 8 年度までの累計値)

2 「第3次三重県手話施策推進計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「第3次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）は、「三重県手話言語条例」に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話を言語と認識し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定するものです。

次期計画中間案の策定以降、パブリックコメントや三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会における議論等もふまえ、別冊2のとおり最終案をとりまとめました。

2 次期計画（最終案）の概要

（1）情報の取得等におけるバリアフリー化等

遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、感染症の拡大防止や災害時だけでなく、手話通訳者の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用促進を図るとともに、電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

また、災害時等における手話による情報取得及び意思疎通について、市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」に基づく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）における聴覚障がい者団体の役割に関する検討を進めます。

（2）手話通訳を行う人材の育成等

若年層を中心に幅広い年代で手話通訳者養成講座の受講者数の増加を図るとともに、手話通訳者全国统一試験に合格した新任の手話通訳者を対象とした説明会を開催することにより、手話通訳者の養成・確保を進めます。

また、手話通訳者が設置されていない市町に対し、県内各市町の設置状況を情報提供するなど設置に向けた支援を行うことで、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられるよう体制の強化に取り組みます。

（3）手話の普及等

県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報の発信や手話パンフレットによる啓発を進めるとともに、県民向けの手話講座の実施回数を拡充するなど、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

また、小中学校の総合的な学習の時間や、高等学校の学校設定科目を活用し、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解促進を図ります。

(4) ろう児等の手話の学習等

ろう児が手話によりさまざまな学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、電話リレーサービスについて、連絡手段の一つとして利用できるようチラシを配布するなど、サービス制度や利用方法等を周知します。

また、保護者に対する手話講習会や手話に関する相談等を実施します。

(5) 事業者への支援

令和6年4月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、事業者がろう者に対しサービスを提供する際やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、必要な支援に努めます。

<数値目標>

目 標 項 目	現状※1	令和8年度 目標値
聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数 【施策1】	134人	150人
登録手話通訳者数（県）【施策2】	116人	135人
手話通訳者の派遣件数（県）【施策2】	591件	900件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※2【施策3】	76.9%	80%
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 （累計）【施策4】	2,314人	3,900人
事業者を対象とした、サービス提供時における手話 の使用を含めた合理的配慮の周知件数【施策5】	-	100件

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和5年度実績、それ以外の項目は令和4年度実績

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

3 中間案からの主な変更・追加

(1) 手話通訳者の人材育成の推進（別冊2 P12～13）

近い将来の担い手不足解消のため、「手話通訳者の待遇改善を図り、ろう者の情報保障を担う専門職としての魅力のさらなる向上」を追記しました。

4 パブリックコメントの状況

(1) 意見募集期間

令和5年12月14日(木)から令和6年1月12日(金)まで

(2) 意見総数

2名の方から4件のご意見をいただきました。

(3) 主な意見の概要と意見に対する考え方

①手話通訳者の待遇改善について(別冊2 P12~13)

【意見】

若い手話通訳者がいないので、手話に対しての啓発や手話通訳者の身分向上を行い、手話通訳をめざす環境を整えてほしい。

【対応】

若年層の手話通訳者確保のため、手話通訳者の待遇改善を図ることを計画に反映します。

5 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会での主な意見に対する考え方

①手話の使用を含めた合理的配慮の周知に係る取組について(別冊2 P17)

【意見】

ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮について、事業者を対象としたアウトリーチによる啓発を行う際には、事業者側にも個別の事情があることを認識した上で、どこまでなら対応できるか、具体的な合意形成の手法を丁寧に説明していただけると良いのではないかと。

【対応】

事業者を訪問する際には、手話の使用を含めた合理的配慮の提供に関する説明だけでなく、事業者から寄せられた相談に応じるなど、事業者とともに考える形で啓発を行っていきます。

6 今後の予定

令和6年3月中に次期計画を策定し、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

計画策定後は次期計画に基づき、市町および関係機関と連携しながら手話に関する施策の一層の推進に取り組めます。

3 「みえの子ども白書 2024」について

1 作成の趣旨

「みえの子ども白書」は、三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項について、小学生、中学生、高校生とその保護者、県民を対象に広くアンケート調査を実施し、その結果をとりまとめたものです。

なお、「みえの子ども白書」の作成は、平成 23 年度、平成 27 年度、平成 30 年度に続き 4 回目となります。

三重県子ども条例

第 14 条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査時期

令和 5 年 8 月～9 月

(2) 調査対象、件数等

子ども調査	小学 5 年生	市町ごとに市町立小学校各 1 校、特別支援学校 3 校、 私立小学校 1 校の児童 調査対象者数 1,549 人、回答者数 1,286 人、回答率 83.0%
	中学 2 年生	市町ごとに市町立中学校各 1 校、特別支援学校 3 校、 私立中学校 1 校の生徒 調査対象者数 2,163 人、回答者数 1,943 人、回答率 89.8%
	高校 2 年生	県立高校 11 校（学科別）、特別支援学校 3 校、 私立高校 1 校の生徒 調査対象者数 1,364 人、回答者数 1,128 人、回答率 82.7%
保護者調査	上記の保護者 調査対象者数 5,076 人、回答者数 3,828 人、回答率 75.4%	
県民調査	各市町の選挙人名簿に基づき無作為抽出 調査対象者数 3,000 人、回答者数 1,390 人、回答率 46.3%	

(3) 調査内容

子どもの自己肯定感に関する質問など、過去 3 回の調査と同様の質問を設けることにより、子どもの生活や意識についての変化を明らかにしています。また、新たに、子どもの貧困やヤングケアラーに関する質問を設けるとともに、子ども調査と保護者調査の紐付けを行うことにより、世帯の収入状況等が子どもの育ちに与える影響について、分析しています。

3 調査結果から見えてくること

- ・子どもの自己肯定感は子ども条例が施行された平成 23 年度以降、小学生、中学生、高校生ともに上昇しています。自分のことが好きな子どもほど、最近の生活満足度が高くなっていることから、子どもが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、子どもの自己肯定感を高める取組を継続していくことが必要です。
- ・自分のことを決めるとき大人が意見を聞いてくれると感じている子どもほど、大人が自分のことを分かってくれていると感じており、自己肯定感も高くなっていることから、子どもが意見表明する機会を充実させ、その意見を反映し、子どもの視点に立った施策を推進することが必要です。
- ・ほっとする場所がある子どもは、特にない子どもと比べて自己肯定感が高くなっていることから、子どものニーズに応じた居場所の充実を図ることが必要です。
- ・幼少期の体験機会が多いほど、自己肯定感が高くなっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事、地域の祭りや行事などの体験機会が失われた結果、特に小学生において、「新しいことへのチャレンジ」や「地域活動への参加」に関する意欲の低下といった影響がみられることから、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会の充実を図ることが必要です。
- ・等価世帯収入の水準が低い世帯の子どもは、1日あたりの勉強時間が少なく、学校の授業が分かる割合も低くなっています。また、将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」を希望する割合が、子ども、保護者ともに低くなっています。家庭の経済的な事情に関わらず、子どもが希望する進路を選択し、チャレンジできるよう、支援が必要です。
- ・不登校児童生徒数がコロナ禍以降著しく増加しています。子どもが学校に行きたくないと感じるときは、「何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき」が最も多いことから、一人ひとりの状況に応じた適切な支援が必要です。

4 今後の方針

県では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、県民の皆さんに、家庭や地域、学校などにおける子どもとの関わり等について考えていただけるよう、さまざまな機会を通じてみえの子ども白書の内容を周知していきます。

また、子ども条例に基づく調査結果（みえの子ども白書）の他、こども大綱の内容をふまえるとともに、子どもの意見をしっかりと聴いたうえで、令和6年度に、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に代わる新たな子ども・子育て施策に係る計画として、「三重県こども計画（仮称）」を策定するとともに、制定から10年以上が経過した三重県子ども条例の改正に取り組みます。

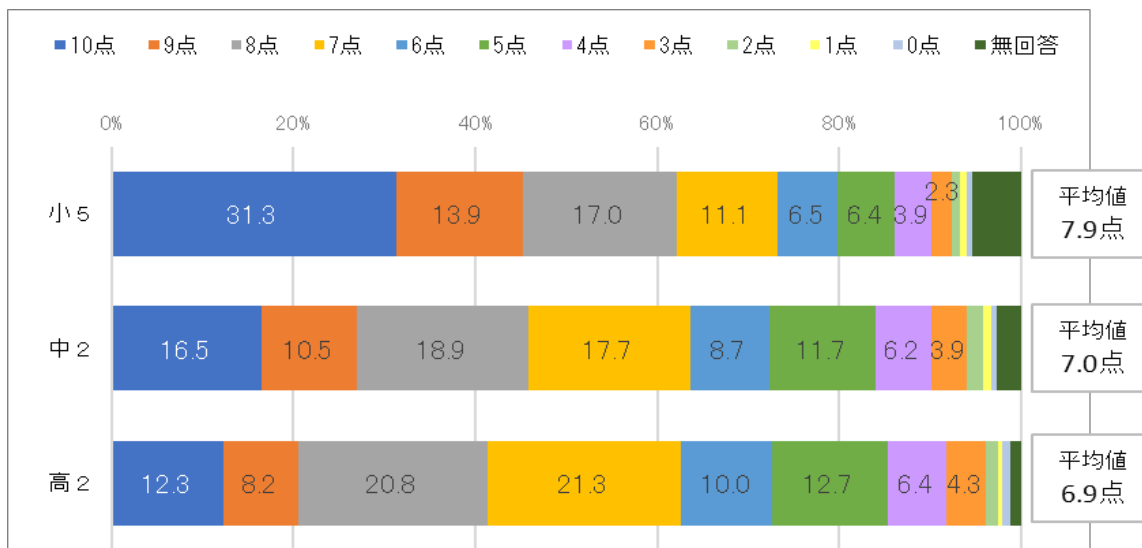
(別紙) 主な調査結果

(1) 子どもの生活と気持ち

■生活満足度 (別冊3 P16)

最近の生活満足度の平均値は小学生で7.9点、中学生で7.0点、高校生で6.9点となり、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて、低くなっています。

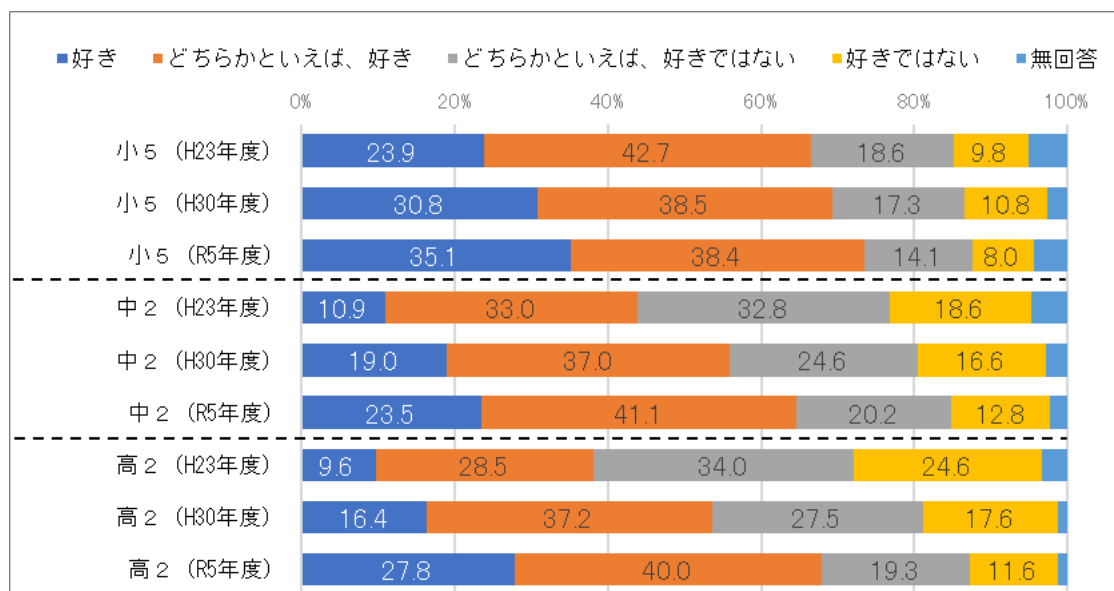
【最近の生活満足度】



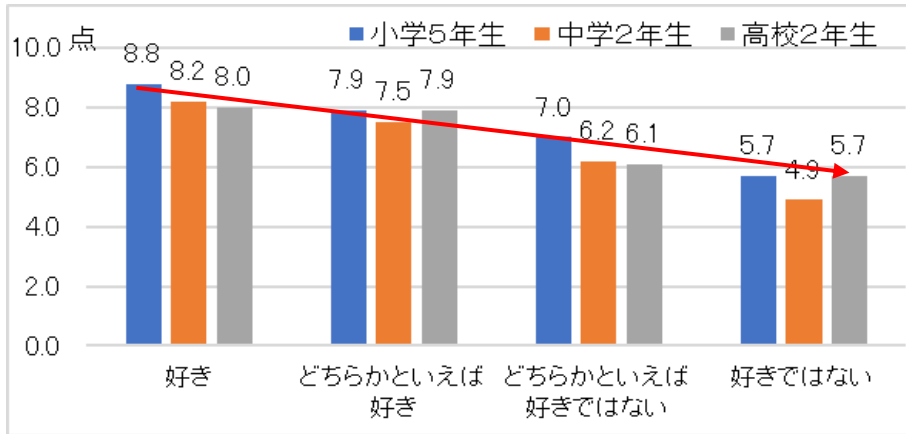
■自己肯定感 (別冊3 P17~18)

自分のことが好きな子どもの割合は、小学生で73.5%、中学生で64.6%、高校生で67.8%となり、平成23年度以降増加しています。また、自分のことが好きな子どもほど生活満足度の平均値が高くなっています。

【自分のことが好きか】



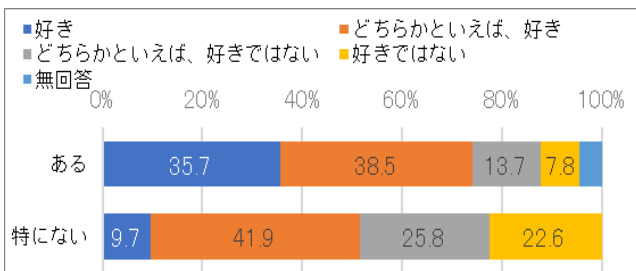
【「自分のことが好き」と「生活満足度の平均値」の関係】



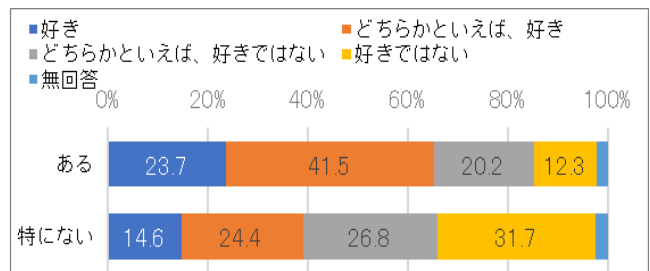
■子どもの居場所（別冊3 P20）

ほっとする場所がある子どもは、特にない子どもより、自分のことが好きな割合が高く、特に小学生や中学生でその傾向がみられます。

【「ほっとする場所の有無」と「自分のことが好き」の関係（小学生）】



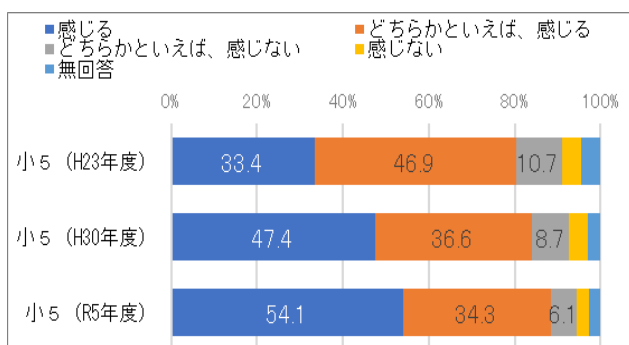
【「ほっとする場所の有無」と「自分のことが好き」の関係（中学生）】



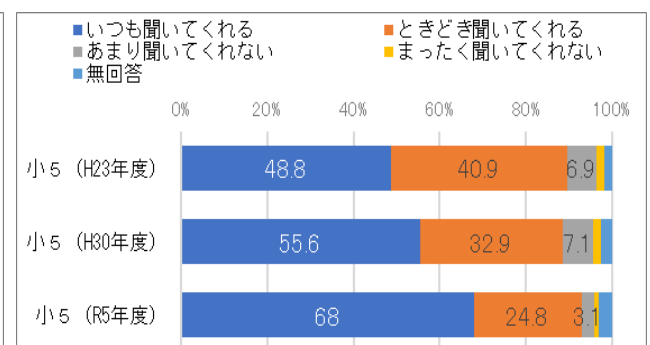
■大人との関わり（別冊3 P35、P38、P41、P47）

「家庭や地域、学校などふだん生活している中で大切にされている」と感じる子どもや「親などの大人は自分のことを決めるとき意見を聞いてくれる」と答えた子どもの割合は、平成23年度以降増加傾向です。「いつも聞いてくれる」と答えた子どもは、親などの大人が自分のことをわかってくれていると思う割合が高くなっており、また、「わかってくれていると思う」と答えた子どもは、自分のことが好きな割合が高くなっています。いずれも中学生、高校生についても同様の傾向がみられます。

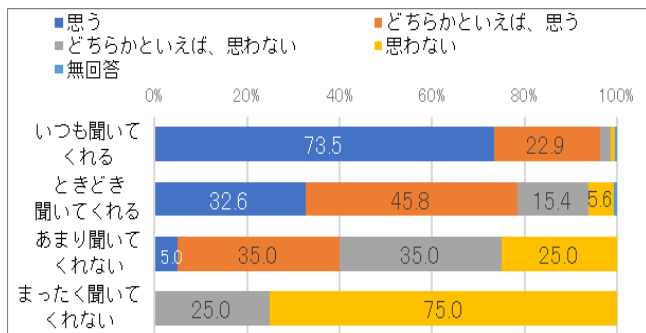
【ふだん生活している中で大切にされていると感じるか（小学生）】



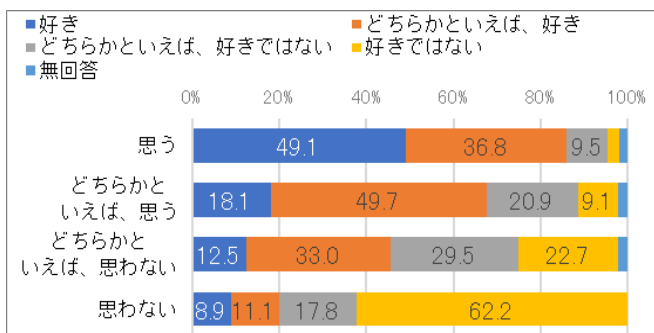
【親などの大人は自分のことを決めるとき意見を聞いてくれるか（小学生）】



【「親などの大人は自分のことを決めるときに意見を聞いてくれるか」と「親など大人は自分のことをわかっていると思うか」の関係(小学生)】



【「親などの大人は自分のことをわかっていると思うか」と「自分のことが好き」の関係(小学生)】

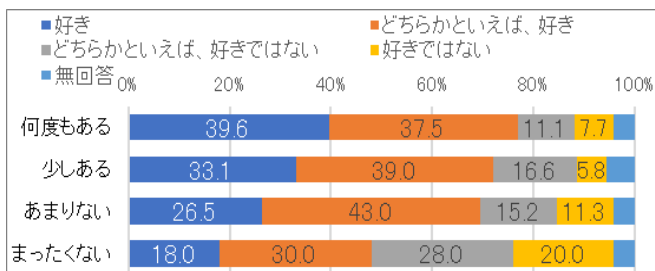


■ 幼少期の体験機会（別冊3 P26、P108、P30、P55）

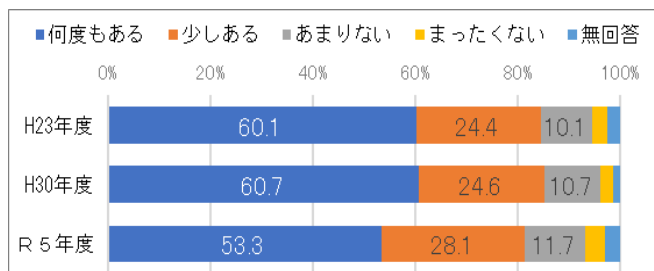
家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加した経験が多い小学生は、自分のことが好きな割合が高くなっていますが、コロナ禍を境に参加したことがある小学生は減少しています。

また、新しいことにチャレンジすることが好きな小学生もコロナ禍を境に減少しており、住んでいる地域で取り組んでみたいことについて、「特にしたいことはない」と答えた小学生の割合は増加しています。

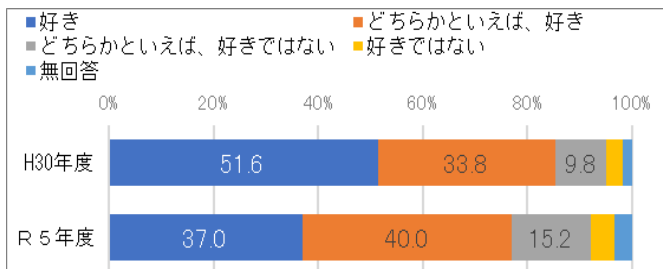
【「家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したこと」と「自分のことが好き」との関係(小学生)】



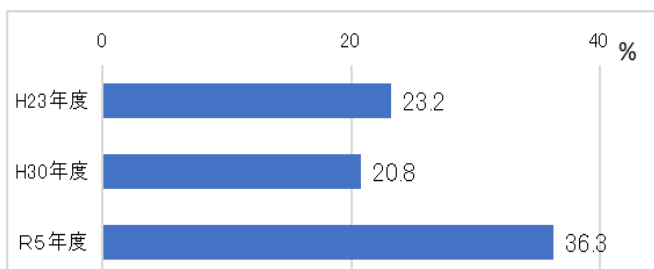
【家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがあるか(小学生)】



【新しいことにチャレンジすることが好きか(小学生)】



【住んでいる地域で取り組んでみたいことで、「特にしたいことはない」と答えた割合(小学生)】



(2) 困難を抱える子どもたち

■等価世帯収入の水準

本調査における「貧困線」（等価世帯収入の中央値の2分の1）は、小学生で162.5万円、中学生、高校生で153.1万円となっています。

また、本調査における「相対的貧困率」は、小学生、中学生で10.6%、高校生で11.4%となっています。

＜本調査における等価世帯収入による分類＞

- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値（階級の真ん中の値）をその世帯の収入の値とする。（例えば、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つの層に分類している。

＜本調査における「相対的貧困率」の算出＞

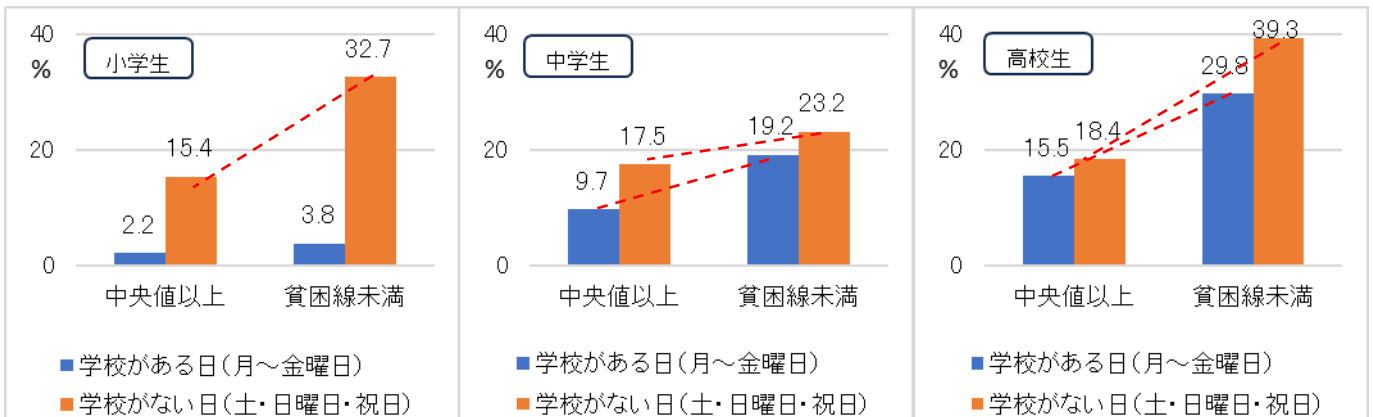
- ・ 上記で算出した貧困線未満の世帯人数をすべての世帯人数で除して算出

※世帯全体の年間収入及び同居家族の人数のいずれも回答があった調査票を対象に算出

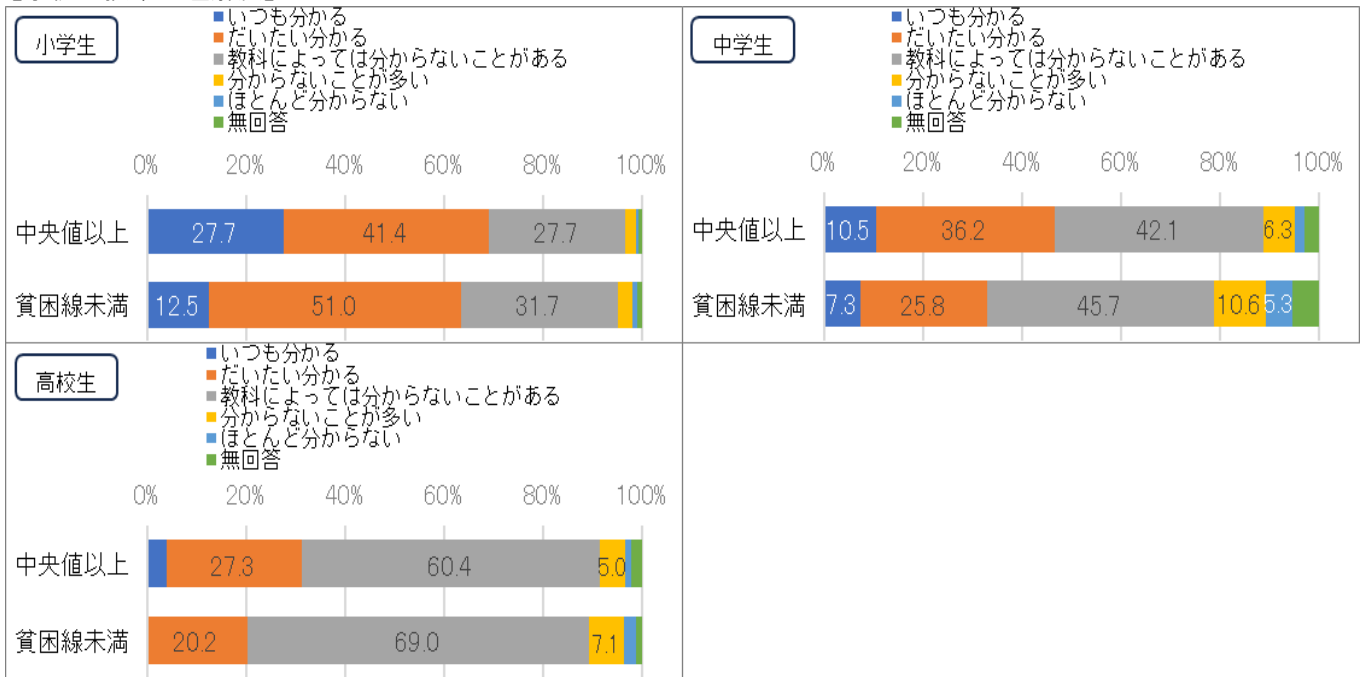
■等価世帯収入の水準による学習や進学への影響（別冊3 P66～68、P80～81）

等価世帯収入の水準別で顕著な差がみられた項目として、学校の授業以外の1日あたりの勉強時間や将来の進学希望があげられます。貧困線未満の世帯の子どもは、中央値以上の世帯と比べて、1日あたりの勉強時間について「まったくしない」の割合が高くなっており、学校の授業が分かる割合が低くなっています。また、将来の進学希望については、貧困線未満の世帯の高校生、保護者ともに「大学またはそれ以上」を希望する割合が低く、子どもの進学に影響が出ています。

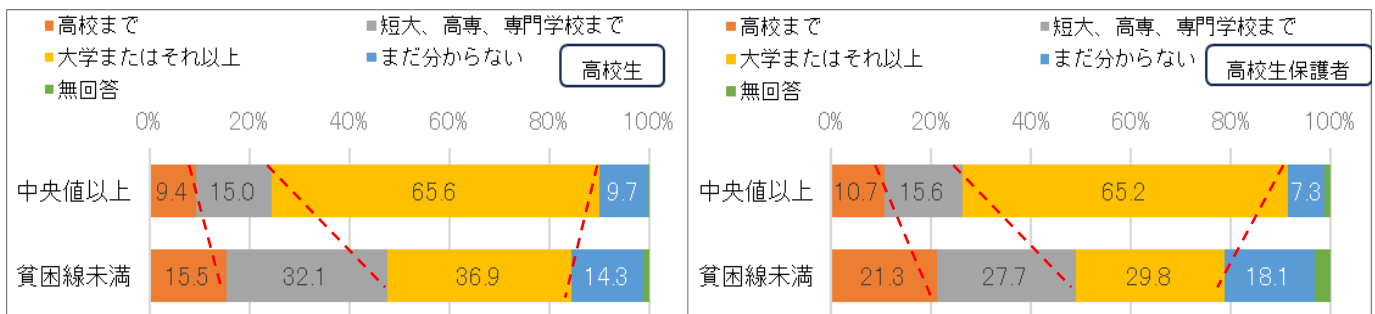
【学校の授業以外の1日あたりの勉強時間について「まったくしない」と答えた割合】



【学校の授業の理解度】



【将来、どの段階まで進学したいか】

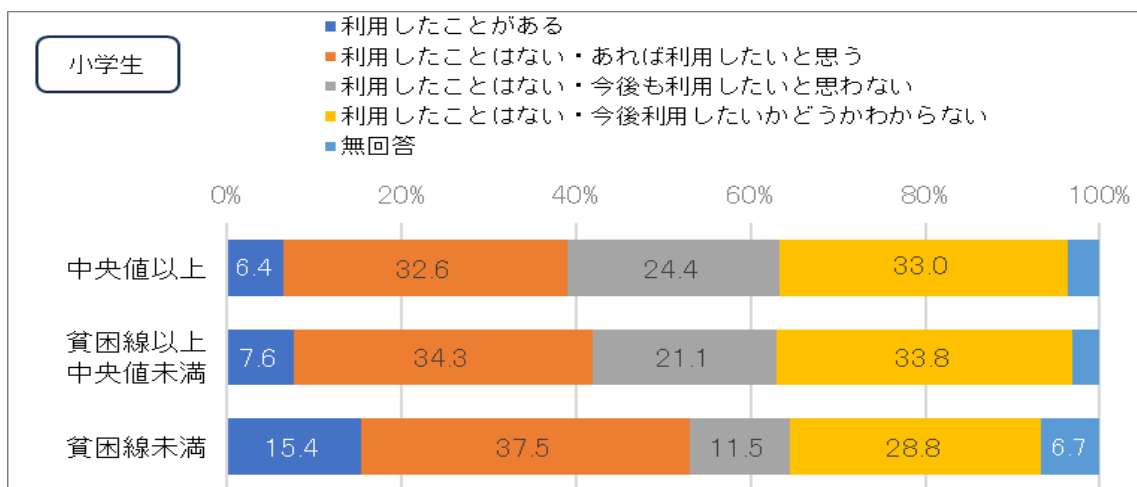


■子ども食堂などの利用状況（別冊3 P72～73）

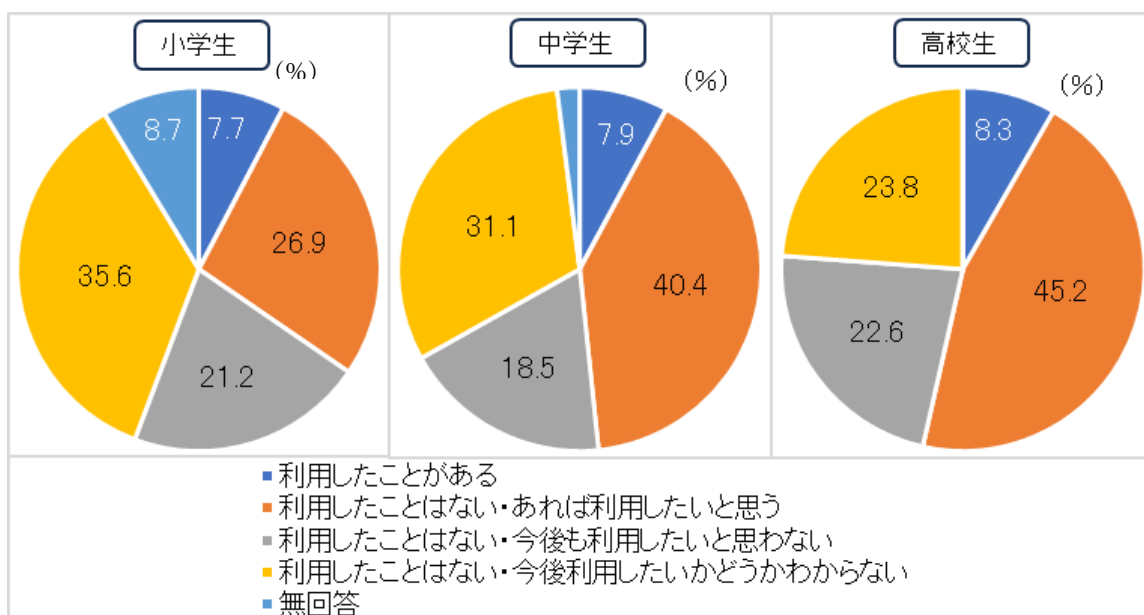
夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）を「利用したことがある」小学生の割合は、貧困線未満の世帯では15.4%となっており、他の世帯より高くなっています。また、「利用したことはない・あれば利用したいと思う」の割合は、等価世帯収入の水準に関わらず3割以上となっています。

貧困線未満の世帯の子どもについて、勉強を無料でみてくれる場所を「利用したことがある」または「利用したことはない・あれば利用したいと思う」と答えた割合は、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて高くなっており、高校生では過半数を占めています。

【夕ごはんを無料か安く食べることができる場所の利用状況（小学生）】



【勉強を無料でみてくれる場所の利用状況】（貧困線未満の世帯）

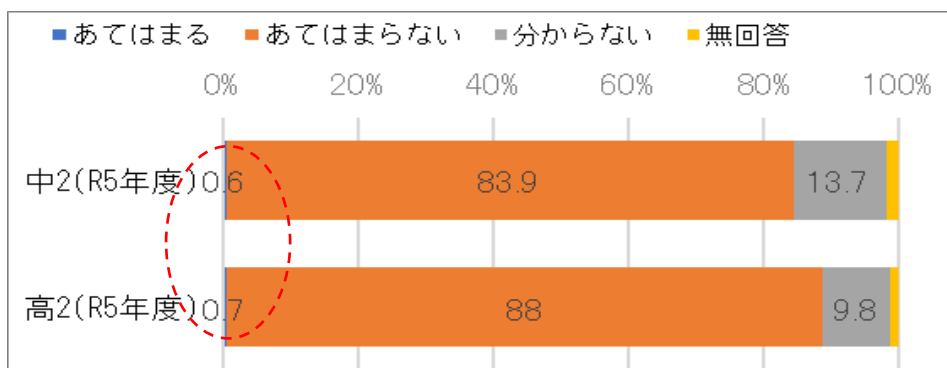


■ヤングケアラーの状況（別冊3 P88）

自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに1%未満となっています。

なお、全国の中学生、高校生を対象に行われた調査（令和2年度）によると、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と答えた中学生は1.8%、全日制高校生は2.3%、定時制高校生は4.6%となっています。

【ヤングケアラーにあてはまると思うか】

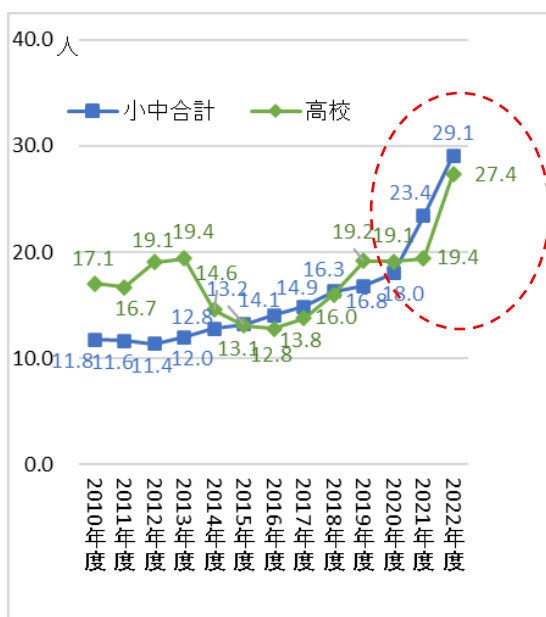


■不登校（別冊3 P95～96）

2022年度の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小中学校で29.1人であり、10年連続で増加しています。また、高校では27.4人であり、2019年度から2021年度にかけてはほぼ横ばいでしたが、2022年度は大幅に増加しています。

子どもたちが学校に行きたくないと感じるときは、「何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき」が最も多く、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて、その割合が高くなっています。

【1,000人あたりの不登校児童生徒数】



【学校に行きたくないと感じることがあるとき（上位3つ）】
(%)

	小5	中2	高2
1位 何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	25.7	39.3	45.0
2位 友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき	10.4	16.3	16.9
3位 授業が分からないとき	9.6	11.9	12.8
学校に行きたくないと感じることはない	45.7	34.3	29.4

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) コロナ禍の影響

■子どもができなかったこと（別冊3 P106）

新型コロナウイルス感染症の影響により、やりたかったけれどできなかったことについては、小学生、中学生、高校生ともに「旅行に行くこと」が最も高くなっています。また、「友だちと遊ぶこと」、「友だちと会話をしながら給食を食べること」、「祭りや地域の行事に参加すること」など、友だちと過ごす機会や行事への参加機会などが上位となっています。

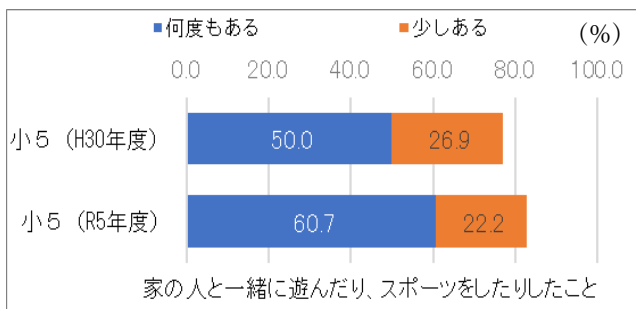
【コロナの影響によりやりたかったけどできなかったこと（上位3つ）】 (%)

	小5		中2		高2	
1位	旅行に行くこと	44.6	旅行に行くこと	57.7	旅行に行くこと	57.2
2位	友だちと会話をしながら給食を食べること	43.9	友だちと遊ぶこと	46.2	友だちと遊ぶこと	54.0
3位	友だちと遊ぶこと	40.7	友だちと会話をしながら給食を食べること	41.7	祭りや地域の行事に参加すること	45.4

■体験機会への影響（別冊3 P107～108）

小学生の体験機会について、コロナ禍前の平成30年度と比較すると、「家の人と一緒に遊んだり、スポーツをしたりしたこと」については、「何度もある」または「少しある」と肯定的に答えた割合が高くなっています。また、「自分より小さい子ども（保育園や幼稚園などに通う）と遊んだこと」、「山や森、川や海など、自然の中で遊んだこと」、「家の人に勉強を教えてもらったこと」についてはほぼ同じ状況です。一方、「赤ちゃんともふれあったこと」、「家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したこと」については低くなっています。

【コロナ禍前から増えた体験機会】



【コロナ禍前から少なくなった体験機会】



4 「みえ家庭教育応援方針」（中間案）について

1 方針の位置づけ

現行の「みえ家庭教育応援プラン」は、「三重県教育施策大綱」（平成28年3月策定）に基づき、「教育の原点」である家庭教育の充実に向けた取組方策を示すため、平成29年3月に策定し、市町や企業等と連携しながら、取組を展開してきたところです。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行やスマートフォンの普及など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、根拠である「三重県教育施策大綱」が令和5年10月に改めて策定されたことから、今後の家庭教育応援の方向性を示すため、現行プランを「みえ家庭教育応援方針」（以下「方針」という。）として改定することとし、このたび、中間案をとりまとめました。

2 中間案の概要

第1章 基本的事項（別冊4 P1）

方針の性格、家庭教育のとらえ方など基本的事項を整理しています。

方針では、家庭教育を「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育」、「子どもたちが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、社会的なマナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高めるうえで重要なもの」ととらえます。

また、県は、家庭および家庭を取り巻く地域、学校等、企業、市町等のさまざまな主体と連携・協力して取り組んでいくものとします。

第2章 現状と課題（別冊4 P3～17）

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化など、国や県の調査結果を基に現状を示しています。

例えば、全国の子どものインターネットを利用している割合は、令和4年度の国の調査において、2歳では6割、7歳では9割を超えており、低年齢の子どもの多くがインターネットを利用しています。

また、県内の児童虐待相談対応件数は、令和3（2021）年度は減少したものの、令和4（2022）年度は2,408件と増加しており、過去最多となっています。

そのほか、子どもの基本的な生活習慣の状況、インターネット利用に関する家庭のルールの有無、コロナ禍における子どもが家族と過ごす時間の変化、ヤングケアラーの実態等の現状をふまえ、それぞれ課題を整理しています。

第3章 めざすべき姿と基本理念（別冊4 P18～20）

社会情勢が変化する中、家庭での教育に不安を感じる保護者や困難な課題を抱える家庭の増加などをふまえ、方針における「めざすべき姿」を設定するとともに、「めざすべき姿」に向けて家庭教育応援の取組を進めるうえでの「基本理念」を掲げています。

①めざすべき姿

- ・子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を受け容れられているという実感を持ちながら、自己肯定感を高めるとともに、生まれ育った環境に関わらず、その可能性を最大限に発揮し、豊かに育っている
- ・保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、自分自身の人生を豊かなものに行っている
- ・社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている

②基本理念

- ・子どもにとって最もよいことを第一に考える
- ・「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を推進する
- ・家庭の自主性を尊重する
- ・家庭における教育力の格差を解消する
- ・社会全体の「つながり」の中で進める

第4章 家庭教育応援の取組（別冊4 P21～48）

家庭教育の応援を具体的に展開するため、3つの「取組の視点」と9つの「取組項目」、主な取組内容について記載しています。

「取組の視点」では、新たに「ICTの活用」を追加するとともに、「取組項目」では、「困難を抱える家庭への応援」を追加し、子どもの貧困対策・居場所づくりや児童虐待の防止、ヤングケアラーへの支援など、地域の企業や団体等と連携して、家庭教育の応援に取り組みます。

【取組の視点】

- (1) 切れ目のない応援
- (2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- (3) ICTの活用

【取組項目と主な取組内容】

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組① 幅広い学習機会や情報の提供

保護者同士が語り合う参加体験型の学習機会の提供や、保護者が集まる機会を利用した豊かな心の育成や食育にかかる情報提供など、地域における多様な主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を、ICTも活用しながら幅広く提供する取組を進めます。

取組② 学習コンテンツの充実と学びの推進

家庭教育に関するコラムの充実、ライフプラン教育やプレコンセプションケアに関する情報発信など、保護者や子ども向けの学習コンテンツを充実し、学びの推進に取り組みます。

取組③ 子どもの習慣づくり

子どもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、啓発用の教材等の活用を働きかけるとともに、食育や家庭読書を推進します。また、インターネットの適正利用講座の開催等により、情報リテラシーの獲得を応援する取組を進めます。

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組④ 多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進

地域、学校等、企業などの多様な主体と連携した家庭教育応援の場づくりや、「放課後子ども教室」の実施市町への支援による放課後等の学習支援・体験活動の機会の提供、教育施設や文化施設の活用等を図ることで、さまざまな形で家庭教育を応援する活動の充実に取り組みます。

取組⑤ 社会全体で家庭を支える気運の醸成

社会全体で家庭を支える気運の醸成を図るため、子育て支援に関する冊子の配布や家庭教育等に関するフォーラムの開催、「家庭の日」の周知などの普及啓発活動等に取り組みます。

取組⑥ 困難を抱える家庭への応援

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもの権利が尊重され、豊かに育つことができる地域社会づくりに向けた気運の醸成を図るため、「三重県子ども条例」の周知・啓発を行います。

また、「子どもの居場所」での学習支援や体験機会の創出、児童虐待の防止、里親支援等の社会的養育の推進、ヤングケアラーにかかる研修の実施など、関係機関と連携して困難を抱える家庭を支援する取組を進めます。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組⑦ 県、市町、学校等の連携強化

市町や学校をはじめ、医療、福祉の専門家等との情報共有を図るとともに、市町が行う幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの子育て支援等の取組を支援し、家庭教育の応援に向けた市町や学校等との連携体制の構築に取り組みます。

取組⑧ 人材の養成

市町の職員や放課後児童支援員、自然体験活動を担う人材など、地域の子育て支援を通じて家庭教育応援に取り組む人材の養成や資質向上に向けた取組を進めます。

取組⑨ 相談体制の充実

家庭教育に不安や悩みを抱える保護者や子どもに寄り添い、支援する相談体制を充実するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用、「こどもほっとダイヤル」をはじめとした相談窓口の運用・周知啓発等に取り組みます。

第5章 方針に基づく取組の推進にあたって（別冊4 P49～50）

取組の推進にあたって、多様な主体への期待や県と市町の役割分担を記載するとともに、毎年度その成果を定期的にとりまとめて公表し、県民の皆さんや有識者等で構成する「みえ家庭教育応援推進会議」などでの意見をふまえ、次年度以降の施策を展開していくこととします。

3 今後の予定

令和6年3月～4月	パブリックコメントの実施、市町へ意見照会
5月上旬	第3回みえ家庭教育応援推進会議（外部委員会議）
6月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
6月下旬	みえ家庭教育応援方針の策定

5 三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）の策定に向けた取組について

1 計画策定に向けた基本的な考え方

県では、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止及び被害者に対する支援の充実を図るため、令和2年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」（以下「県DV防止計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、取組を推進しています。

一方で、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを受け、国は、困難な問題を抱える女性（※）への新たな支援の枠組みを構築するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）を制定し、令和6年4月から施行されます。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して、都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定めなければならないとされています。

また、政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定できるとされていることから、県としては、県内の現状や課題をふまえた困難女性支援法に基づく基本計画を、県DV防止計画と一体的に策定していきます。

※「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

2 現状と課題

（1）現状

県女性相談所等に寄せられる相談内容等からわかる現状や傾向は、以下のとおりです。

①相談件数の増加・高止まり

県女性相談所や県福祉事務所に配置している女性相談員への新規相談件数は、コロナ禍の影響で最多となった令和2年度の4,350件を除くと、ここ数年は3,000件台で推移しており、令和4年度は3,429件と依然として多い状況となっています。

また、男女共同参画センター「フレンテみえ」の女性電話相談件数も、ここ数年は2,000件台で推移しており、令和4年度は2,104件でした。

さらに、SNSを活用した「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」についても、相談件数は年々増加傾向にあります。

②相談内容の多様化・複合化

県女性相談所等への相談内容について、令和4年度の新規相談を主訴別に分類すると、

- ・配偶者等からの暴力が約3割
- ・離婚に係る問題が約2割
- ・自身の心身の病が約1割

を占めるほか、生活困窮をはじめとする経済的な問題や住居の問題など、相談内容は多岐に渡っています。

また、「フレンテみえ」の女性電話相談について、相談内容は、相談者自身の生き方や孤独などに関する相談が最も多く、DV被害や家族関係、健康、暮らしなどの相談も寄せられているほか、相談者からは、離婚後に心身の病気で働くことができず、親族も高齢で経済的支援を期待できないといった訴えがあるなど、課題が複合化しているケースもみられます。

加えて、SNSを活用した「妊娠SOS」では、市町の母子保健担当課や医療機関等の関係機関との連携が必要なケースが急増しており、中には、予期せぬ妊娠を機に職を失い、出産に対して親族から理解を得られないことで家庭から離れ、生活基盤を失うケースなど、課題が複合化しているものもあります。また、若年層においては、さまざまな問題を抱えながらも相談先がわからない、公的機関には相談しづらいといった状況があるなど、必要な支援につなげていないケースがあります。

③若年女性からの相談の増加

女性相談所等への相談者の年齢構成は、30代から40代が約半数を占めており、10代から20代は約1割となっています。

一方で、みえ性暴力被害者相談センター「よりこ」への相談者の年齢について、10代から20代が約4割を占めるとともに、「妊娠SOS」では、相談者の約9割が10代から20代となるなど、SNSを中心に、若年女性からの相談が増加しています。

④一時保護件数の減少

女性相談所における一時保護について、令和4年度の保護件数は25件で年々減少傾向にあり、保護の理由は暴力によるものが約8割を占めています。

保護件数減少の背景には、DV加害者等から居場所が特定されないよう、入所の際して一律にスマートフォンの利用制限を課すため、DV被害以外の理由で保護等が必要な方が敬遠し、入所につなげていないケースが一定数あることが要因の一つとして考えられます。

(2) 課題

現状をふまえた課題は、以下のとおりです。

- ①相談件数が増加・高止まりしており、DV被害にまつわる相談が依然として多い中、引き続きDV被害から対象者を守るため、安全・安心を確保する支援が必要です。

- ②女性の抱える問題は多岐に渡るとともに複合化しており、関係団体と連携しながら、よりきめ細かな支援を行うことが必要です。また、生きづらさを感じている方に対する居場所の提供といった新たな支援が必要です。
- ③SNSによる相談を中心に、若年層からの相談が増加していることから、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、民間団体と連携しながら、当事者に寄り添った伴走型支援やアウトリーチ支援を行うなど、若年女性への支援の充実が必要です。
- ④一時保護や施設への入所については、引き続きDVから避難するために安全を最優先する施設を確保するとともに、住居等の生活基盤を失った方など、DV被害以外の理由で保護等が必要な方の受入れができるよう、対象者の自立支援を行うための地域に開かれた施設についても、確保していく必要があります。

なお、女性が抱える問題の多様化・複合化の状況や若年女性の支援ニーズ等については、県内の実態を詳細に把握する必要があると考えています。

3 今後の取組

県DV防止計画と一体となった困難女性支援法に基づく基本計画の策定に向けて、まずは県内の実態を把握するため、令和6年度は、若年女性を対象とするアンケート調査や女性支援に取り組んでいるNPO等の民間団体へのヒアリング調査などを行います。

また、庁内関係部局との協議を進めるとともに、有識者による検討委員会を設置し、母子保健の計画である「健やか親子いきいきプランみえ」や「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」といった関連する計画との整合性を図りながら、より実効性のある計画となるよう取組を進めていきます。

4 策定スケジュール

令和6年	4月	アンケート調査及びヒアリング調査
	9月	検討委員会で協議（素案）
	10月	県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（素案）
	11月頃	検討委員会で協議（中間案）
令和7年	12月	県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（中間案） パブリックコメント実施
	2月	検討委員会で協議（最終案）
	3月	県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案） 計画の策定

6 三重県社会福祉会館の改修について

1 概要

三重県社会福祉会館（以下「当会館」という。）は、県の社会福祉施策の効率的な展開を図るための総合的施設として、昭和46年に津市桜橋に建設された県有施設で、三重県社会福祉協議会などの社会福祉団体が入居し、高齢者や障がい者、生活困窮者等に質の高い福祉サービスを提供しています。

平成18年度に耐震化工事を実施し耐震性は確保されたものの、建設から50年以上が経過し老朽化が進んでいることから、PFI（※）による建替えの可能性について検討してきましたが、近年の建設費の高騰やテレワークの浸透など、コロナ禍を経て社会情勢が大きく変化しています。

このことを受け、改めて現会館の状態の確認を行ったところ、躯体など現存の建物は改修に耐えることが見込まれることや、改修は建替えと比べて費用縮減が見込まれることから、改修による長寿命化の方向で進めていきます。

※PFI（Private-Finance-Initiative）

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

2 検討の経緯

平成29年度にスタートした「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において当会館はPFIによる建替えの可能性について検討を進めてきました。

その後、検討を進める中で、建設物価が平成29年度と比べて令和4年度は約24%上昇していること、テレワークの浸透によりオフィス需要の先行きが不透明となっていること等から、老朽化対応の方向性について改めて見直すべく、令和4年度に当会館の現状確認を行いました。

その結果、躯体の健全性が保たれており改修に耐えることが見込まれること、また、改修は建替えと比べて費用縮減が見込まれることから、現会館を有効活用することとし、改修による長寿命化の方向で進めていきます。

3 改修の方向性

屋上防水・外壁補修や耐用年数を超過した設備の更新などの機能復旧を基本方針とするとともに、津波・高潮等の浸水対策として1階居室の上階への配置換えを検討する等、利用者や入居者の安全確保を図ります。

4 今後の予定

令和6年度は、改修基本計画策定の委託業務を発注し、具体的な工程を含めて改修全体の最適な計画を策定するとともに、喫緊の課題である屋上防水・外壁補修については先行して設計業務に着手する予定です。

今後も、入居団体の意向を丁寧に聞きながら、改修を進めていきます。

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年11月22日～令和6年2月18日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和5年11月27日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親8件、養子縁組里親9件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年12月8日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和5年12月15日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 安部 悦子 他11名
4 諮問事項	1 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」(中間案)について 2 「第3次三重県手話施策推進計画」(中間案)について 3 「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画(みえ高齢者・元気ががやきプラン)」(中間案)について
5 調査審議結果	上記事項につき、報告および意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和5年12月18日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 小池 敦 他2名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和5年12月19日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	11名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和5年12月20日
3 委員	会長 松浦 直己 委員 青山 弘忠 他10名
4 諮問事項	1 部会の審議内容について 2 認定こども園における不適切保育事案への対応について 3 児童相談書が関与していた児童の死亡事例を受けた再発防止策について 4 子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書について 5 子どもの貧困対策について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和6年1月10日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 土谷 長子 他17名
4 諮問事項	1 令和5年度の実施状況等について 2 第2期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて 3 「みえ自然保育協議会」の設立について 4 認定こども園における不適切保育事案への対応について
5 調査審議結果	上記事項につき、報告及び意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和6年1月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和6年1月25日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和6年1月31日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 小池 敦 他2名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	令和6年2月5日
3 委員	部会長 安田 和夫 委員 深川 誠子 他4名
4 諮問事項	1 第2次三重県手話施策推進計画の取組状況について 2 第3次三重県手話施策推進計画最終案(案)について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和6年2月9日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和6年2月16日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親6件、養子縁組里親5件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	